

「京都市地球温暖化対策条例」の概要

平成16年12月24日条例第26号(制定)
令和2年12月18日条例第24号

前文(要約)

気候危機ともいえる時代に突入している中、将来の世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていくため、**2050年までに二酸化炭素排出量正味ゼロ**と生活の質の向上及び持続可能な経済の発展とが同時に達成される脱炭素社会の実現を目指し、あらゆる主体と気候変動に対する危機感を共有し、地球温暖化、そして気候危機に覚悟を持って立ち向かうことを決意し、この条例を制定する。

地球温暖化対策の定義(第2条)

- ・ 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を図る施策【緩和策】
- ・ 気候変動影響による被害の防止並びに軽減を図るための施策【適応策】 <<新規>>

基本理念(第3条) <<新規>>

- ① 事業活動及び日常生活において、二酸化炭素排出量正味ゼロが達成されるよう社会経済システムの転換を図ること。
- ② 本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者が、脱炭素社会を実現することの重要性を認識し、それぞれの責務に基づき、自主的かつ積極的に取り組むこと。
- ③ 地球温暖化対策を通じて、温室効果ガスの排出の抑制等を図るとともに、社会及び経済の課題の解決に貢献すること。

本市の温室効果ガス排出量の削減目標(第4条) <<強化>>

2030(令和12)年度までに、
2013(平成25)年度比で
40%以上削減
※府市共通目標

各主体の責務(第5条~第8条) <<強化(下線部)>>

京都市

- ① 総合的な地球温暖化対策の策定・実施
- ② あらゆる主体の参加促進、意見の反映並びに教育研究機関や国、国内外の自治体との連携
- ③ あらゆる主体の自主的かつ積極的な取組を促進するための気運の醸成と必要な措置の実施
- ④ 本市の事務事業における地球温暖化対策の推進

事業者・市民

- ・ 自主的かつ積極的な地球温暖化対策の実施
- ・ 他の者の地球温暖化対策の促進に寄与

エネルギー供給事業者

- ・ 本市への情報提供
- ・ 再生可能エネルギーの利用の拡大に資する取組の実施

観光旅行者その他の滞在者

- ・ 地球温暖化対策の実施
- ・ 市、事業者、市民などの取組への協力

重点施策(第2条)

- ① 再生可能エネルギー利用設備の設置の促進、再生可能エネルギー電気等の購入の促進、再生可能エネルギー電気の安定供給に係る調査等
- ② 省エネの促進 ③ 建築物における省エネの促進
- ④ 環境マネジメントシステムの普及 ⑤ 環境物品等の情報提供、優先購入促進
- ⑥ 自動車等の使用に伴う排出削減(公共交通の利用の促進、MaaSの推進等)
- ⑦ 森林整備、地域産木材をはじめ森林資源利用促進
- ⑧ 地産地消と京都の食文化を生かした環境と調和のとれた食生活の啓発
- ⑨ 市街地の緑化・農地の適切な保全の推進 ⑩ ごみの徹底した減量化
- ⑪ ごみからのエネルギー回収の最大化 ⑫ 削減量の取引の促進
- ⑬ 地球温暖化の防止に寄与する技術の研究開発の促進 ⑭ 環境産業の育成及び振興
- ⑮ 効率的な事業活動と労働の普及 ⑯ 環境教育
- ⑰ 市民・事業者等への情報提供、人材育成等
- ⑱ 地域コミュニティ単位での取組の促進 ⑲ 観光旅行者その他の滞在者の取組の促進
- ⑳ 国、国内外の自治体、環境保全活動団体等との連携
- ㉑ 経済的措置に関する調査・研究 ㉒ 代替フロン類の管理の適正化の促進
- ㉓ 気候変動影響を踏まえた自然災害の予防 ㉔ 気候変動影響を踏まえた熱中症の予防
- ㉕ 気候変動適応に係る調査等 ㉖ 気候変動適応に関する情報収集等を行う体制の確保

<<強化(下線部)>>

年次報告(第9条)

地球温暖化対策計画(第10条)

施策の評価・見直し(第73条)

- 率京
先都
実市
行の
- ① 市役所の実行計画の推進 ② 再生可能エネルギー電気等の購入
 - ③ 環境マネジメントシステムの構築及び推進 ④ 環境物品の調達
 - ⑤ 公共事業に伴う地球温暖化対策
 - ⑥ 公共施設の再生可能エネルギー利用、地域産木材利用、緑化推進

市民・事業者等の努力義務(第12~31条)



義務規定

特定排出機器※の販売者(第34条)

- ★ 特定排出機器のエネルギー効率等の表示と説明
※ 照明設備、エアコン、テレビ、冷蔵庫、電気便座

自動車販売事業者(第35条)

- ★ 新車購入者への自動車環境情報の説明
- ☆ エコカー販売実績報告 <<エコカー基準強化>>

特定事業者※(第32, 33, 36~44条)

- ★ 環境マネジメントシステムの導入
- ☆ 新車購入のうち一定割合のエコカー導入
- ★ 事業者排出量削減計画書・報告書の作成、提出
- ★ 計画書・報告書の総合評価と指導・助言
- ・ 優良事業者の表彰
- ※2 エネルギー使用量が原油換算1500kl以上等の温室効果ガス排出量の多い事業者 <<目標削減率等強化>>

準特定事業者※(第45~47条) <<新規>>

- ☆ エネルギー消費量等報告書の作成、提出
- ☆ 指導・助言
- ※ 1,000m²以上の事業用建築物の所有者

特定建築物※(第48~62条)

- ★ 建築物排出量削減計画書の作成、提出
- ★ 地域産木材の利用 <<利用可能場所拡大>>
- ★ 再生可能エネルギー利用設備の設置 <<設置義務量強化>>
- ☆ 京都環境配慮建築物基準(CASBEE京都)に基づく評価と、結果の工事現場・販売広告への表示
※ 延床面積2,000m²以上の新築又は増築される建築物

準特定建築物※(第63, 64条) <<新規>>

- ★ 再生可能エネルギー利用設備の設置
※ 300m²以上2,000m²未満の新築又は増築される建築物

建築士(第65, 66条) <<新規>>

- ★ 建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に関する、環境面や経済面のメリットの説明

特定緑化建築物※(第67~72条)

- ★ 建築物及び敷地の緑化、緑化計画書の作成
※ 敷地面積1,000m²の新築等の建築物

★は府市共通義務 ☆は本市独自義務

雑則(第75条~第78条)

報告・資料の提出の要求、立入調査・検査、届出違反等に対する勧告・公表

*各条番号は令和4年4月以降のもの。